

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第19回）

日時：令和2（2020）年5月22日（金）

14：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第19回）出席者

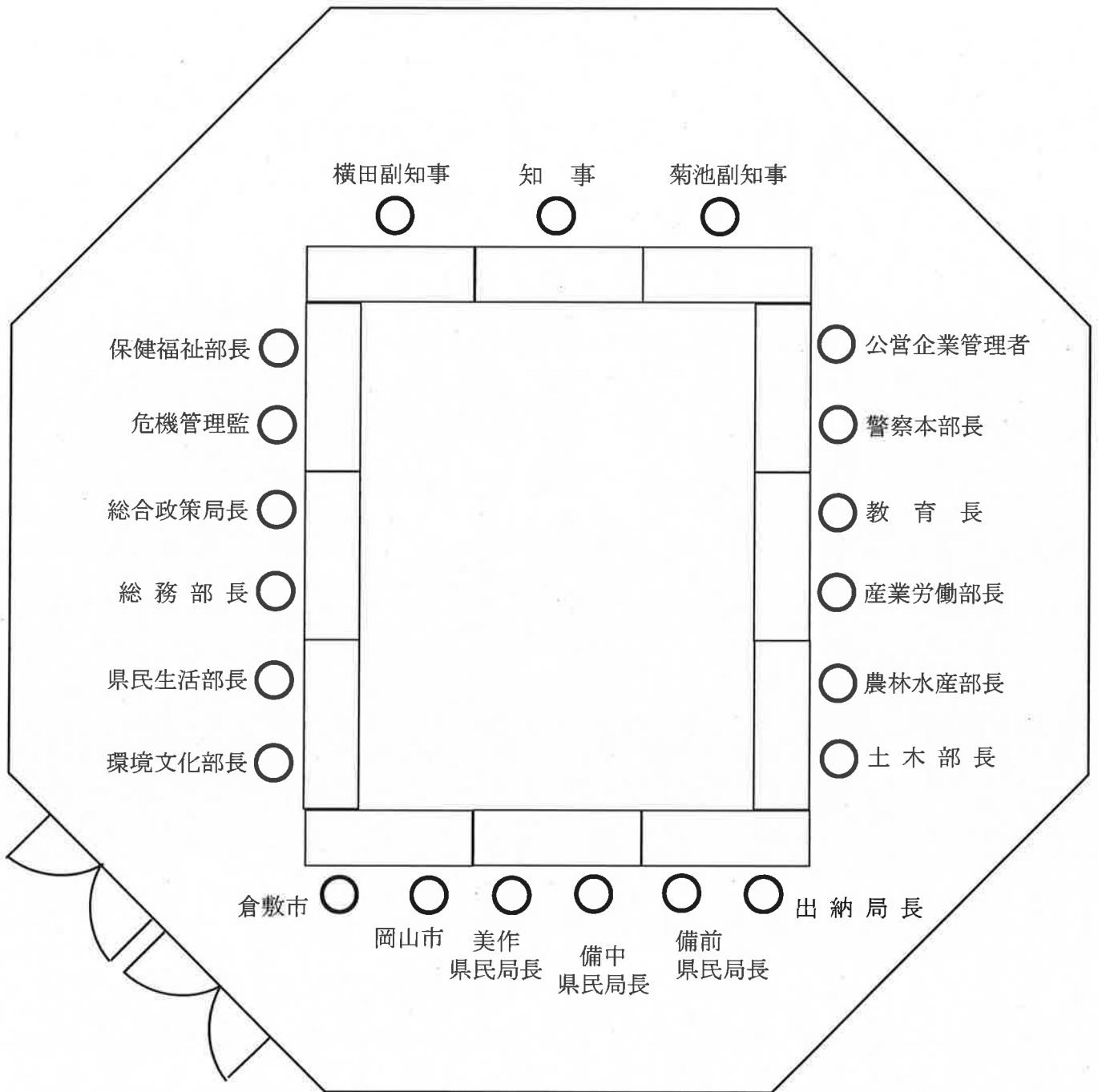
日時：令和2(2020)年5月22日(金)

14:30~

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力の要請
- ・岡山県の対応について

○ 教育庁関係

- ・県立学校における教育活動の再開に当たっての対応について

○ 総務部関係

- ・県有施設の利用再開等について

(添付資料)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力の要請（案）

1 区 域 岡山県全域

2 期 間 令和2年5月22日から令和2年5月31日

3 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言が東京都など5都道府県を除き解除されたが、クラスター発生等の恐れは続いていることから、引き続き、法第24条（都道府県対策本部長の権限）の規定に基づき、新型コロナウイルスのまん延防止と社会経済活動の維持の両立に配慮した取組に段階的に移行するため、以下の対応の協力を要請する。なお、今後の流行状況や医療体制の状況等を踏まえ、必要な場合には、期間内であっても内容の見直しを行う。

（1）外出に際しての協力要請（法第24条第9項）

- ・ 県民に対し、不要不急の帰省や旅行など、県境を越えた移動は、できるだけ控えることを要請する。また、特定警戒都道府県との往来は、仕事であっても極力控えることを要請する。
- ・ 密閉・密集・密接が重なる場所、特に、他県でクラスターが発生しているような施設への出入りは、できるだけ避けることを要請する。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等の実践を要請する。

（2）イベントの開催自粛要請（法第24条第9項）

密閉・密集・密接のいずれかに該当するイベントについて、主催者に対し、開催の自粛を要請する。

ただし、屋外であれば概ね200人以下、屋内であれば概ね100人以下で行うものについては、感染防止策を講じた上で開催可能とする。

（3）適切な感染防止策の協力要請（法第24条第9項）

- ・ 事業を継続している施設及び再開する施設に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の協力を要請する。
- ・ 他県でクラスターの発生報告があり、重症化リスクの高い高齢者が利用する福祉施設に対し、適切な感染防止策の徹底を要請する。

(別紙1)

3(1)において県が出入りをできるだけ避けるよう要請する
他県でクラスターが発生した主な施設

- ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店
- ・スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設
- ・バー
- ・カラオケ
- ・ライブハウス

3 (3) において県が要請する対策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・ 入場者の整理 (入場前の間隔 (1 m、できれば2 mを目安に) 確保)
- ・ 入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒 (共用部分 (エレベータのボタン、手すりなど) の定期的 (概ね1時間ごと) な消毒)
- ・ 施設内の換気 (概ね30分ごと窓の開閉など)

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・ 利用者の間隔 (1 m、できれば2 mを目安に) の確保又は従事者と利用者
の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限
- ・ 施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・ 施設内で激しい運動の禁止
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理 (有症状者の利用の制限など)
- ・ 従事者の健康管理 (有症状者の自宅待機など)
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるよう従事者に周知徹底
- ・ 県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービスが可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認

フェーズごとの主な対策(案)

週ごとの患者数や他県の流行状況も見ながら段階的に判断していく

R2(2020).5.21

	活動自粛フェーズ	段階的な活動再開フェーズ	感染対策と活動の両立フェーズ	活動の全面再開
状況	感染者数が持続的に増加 医療体制が逼迫 国内の感染者数が急増	感染者数が持続的に減少 国内の感染者数が減少傾向	感染者数が減少、感染源不明の新規感染者もみられない 国内の流行状況も落ち着いている	ワクチンや効果的な治療薬が実用化、集団免疫を獲得
目的	感染拡大・県外流入抑制 医療体制の維持	封じ込め状態の確認 「密」を回避しつつ社会機能の段階的再開	封じ込め状態の維持 社会機能の回復	制限の解除 社会機能の回復
医療等	・病院は重症者の入院治療を優先、軽症者は自宅・宿泊療養 ・面会の原則禁止、利用者・従事者の健康管理など感染防止策の徹底を要請		引き続き感染防止策の徹底を要請	ワクチン接種や効果的な治療薬の使用が可能
遠出	県境を越えた不要不急の移動自粛を要請		流行地への不要不急の往来自粛、帰宅後14日間の外出自粛を要請	
外出	有症状者の外出自粛 不要不急の外出自粛 「密」の回避行動の徹底	有症状者の外出自粛 クラスター発生施設への出入自粛など「密」の回避行動の徹底	有症状者の外出自粛 社会的距離確保、「密」の回避行動など「新たな生活様式」の実践	
学校	休校またはオンライン授業	休校またはオンライン授業 登校日を設定	適切な感染防止策を講じ、再開	
企業	可能な限り在宅勤務を推奨	在宅勤務を推奨		
商業	特に対策が必要な施設に対し、営業自粛の協力要請	適切な感染防止策を講じ、再開		
遊興	特に対策が必要な施設に対し、営業自粛の協力要請	適切な感染防止策が困難な場合、営業自粛の協力要請	適切な感染防止策を講じ、再開	
県有施設	多数の人が利用する施設は休止	適切な感染防止策を講じ、再開 県外客が多い施設等は休止	適切な感染防止策を講じ、再開	
イベント	全てのイベントの中止・延期	全国規模又は概ね50人以上のイベント等は中止・延期	「密」につながるもの、全国規模のもの等は中止・延期、その他は対策を講じた上で、開催可能(別紙)	

※上記の対策は、各フェーズで一律に切り替えるのではなく、感染者の発生状況等により、一部の対策から段階的に実施することとも想定される

感染拡大防止に向けた県主催イベントの開催に係る考え方（改訂案）

R2(2020).5.21

1 自粛するもの

- (1) 下記のア及びイに該当するもの（密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの）
 - ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの
 - イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間（換気が不十分な密閉空間）で長時間過ごすもの
且安）屋内であれば概ね100人以上、屋外であれば概ね200人以上
- (2) 全国規模のもの又は特定（警戒）都道府県などからの参加が見込まれるもの
- (3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの
- (4) 特定（警戒）都道府県や感染拡大注意都道府県などにおいて実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- (1) 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの
- (2) 医療：福祉関係者等が集まるもの（患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮）

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること

※ この方針については、7月末までのイベント等を想定しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。
※ 下線部は5月5日版からの変更点。

対策フェーズの切替の目安 (案)

R2(2020).5.21

対策フェーズ	活動自粛	段階的な活動再開	感染対策と活動の両立	活動の全面再開
活動再開の目安	<p>下記のすべてに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の新規感染者数 $\frac{\text{直近1週間の新規感染者数}}{\text{その前1週間の新規感染者数}} = \text{概ね1未満}$ 直近1週間の新規感染者数が9人未満程度 (人口10万人あたり0.5人未満程度に相当) <p>【医療体制】</p> $\frac{\text{感染症指定病床の入院患者数}}{\text{感染症指定病床数}} = \text{概ね2割未満}$ <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 	<p>下記のすべてに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の「概ね1未満」が2週間継続 直近1週間に感染源不明の新規感染者がみられない <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療体制が逼迫していない 人員体制や衛生資材が確保できている <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 緊急事態宣言が解除 	<p>ワクチンが実用化され、ワクチン接種等により、国民の大多数が免疫を獲得 (集団免疫を獲得)</p>	
活動自粛の目安	<p>下記のいずれかに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の感染者数とその前1週間と比べ急増 (クラスターが発生、倍化期間3日程度、5日間連続で新規感染者数が増加 など) <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療体制が逼迫している 人員体制や衛生資材の確保が困難 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 緊急事態宣言が発令 	<p>段階的な活動再開</p> <p>感染対策と活動の両立</p>		
活動自粛の目安	<p>下記のいずれかに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の感染者数とその前1週間と比べ急増 (クラスターが発生、倍化期間3日程度、5日間連続で新規感染者数が増加 など) <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療体制が逼迫している 人員体制や衛生資材の確保が困難 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 緊急事態宣言が発令 	<p>段階的な活動再開</p> <p>感染対策と活動の両立</p>	<p>感染症指定病床の入院患者数 $\frac{\text{感染症指定病床の入院患者数}}{\text{感染症指定病床数}} = \text{概ね5割以上 など}$</p>	

まん延防止の取組の段階的な変更のイメージ (今後、患者の急激な増加がなかった場合)

5月7日～

- ・GW終了
- ・基本的対処方針の改訂

5月11日～ 5月14日

- ・他県の対応状況を踏まえた対応

5月21日～ 5月25日～

- ・関西地区の緊急事態宣言解除 (GW終了後3週間経過)
- ・岡山県の緊急事態宣言解除

6月1日～

- ・全国の緊急事態宣言解除?

感染防止策を徹底した上で、流行状況を踏まえながら段階的に再開を検討
(感染拡大時は対策を強化)

外出自粛 県境を越えた移動自粛、三つの密を避ける、新しい生活様式の取組などを要請

企業活動 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤などの取組を引き続き行うよう依頼

県有施設 適切な感染防止策を行った上で、順次、開館。

県立学校 臨時休業
登校日の日数増加
学校滞在時間の延長
感染防止策を行った上で再開
後菜園等を再開

県主催イベント 全国的・大規模なものは自粛。一定の規模以下のものについては、感染防止策を講じた上で開催可能。

小売店等 適切な感染防止策を行った上で、徐々に再開(業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の協力を要請)

飲食店等 適切な感染防止策を行った上で、徐々に再開(業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の協力を要請)

高齢者福祉施設 クラスターの発生防止のため、特段の感染防止策を法に基づき要請

屋内運動施設 適切な感染防止策の法に基づく要請、対策が講じられない場合は、法に基づかない営業自粛の要請を行う
遊興施設 適切な感染防止策の徹底を要請
遊技場

パチンコ店 適切な感染防止策及び県外客を入店させないことを要請、対策が講じられない場合は、法に基づかない営業自粛の要請を行う
適切な感染防止策の徹底を要請

基本的な感染防止策の実施、遠出の自粛、「三つの密」回避の徹底などを継続(新しい生活様式での活動となる)

県立学校における教育活動の再開に当たっての対応について

県立学校においては、4月20日から5月31日までの期間、臨時休業としていたが、県内や隣接県においても、新規感染者数の減少が見られることから、次の対応を行い、6月1日から教育活動を再開する。

なお、5月25日以降の登校日については、日数を増やしたり、学校滞在時間を延長したりすることを可能とする。

1 感染リスクを下げる環境の確保等

(1) 毎朝の健康観察の実施

- ・児童生徒は、毎朝の検温や風邪症状等の確認を行うとともに、発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控え自宅で様子を見る。
- ・登校時には、教職員は児童生徒の家庭での検温等の結果を確認するとともに、登校後に発熱等の風邪症状が出た場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

(2) マスクの着用

- ・通常マスクを着用する。ただし、身体に過度な負担が想定されるような運動をする場合には、熱中症等事故防止の観点を踏まえ、状況に応じてマスクをしないで活動することとする。

(3) 教室等の換気

- ・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。(エアコンの使用時含む。)

(4) 手洗いの実施

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、食事の前後などに、流水と石けんで丁寧に手洗いをするよう指導する。

(5) 消毒の実施

- ・特に多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。

(6) その他

- ・地域の感染状況に注意し、感染が流行している地域への移動は控えるよう、児童生徒に指導する。

2 授業形態

- ・可能な限り身体的距離を確保した形態とし、学校の実情に応じて感染リスクを下げる環境を確保した上で、授業を実施する。

3 授業時間帯の設定

- ・高等学校等においては、6月の第1週は、学校の実情を踏まえ、短縮授業を実施するなど、生徒の急激な生活の変化に十分に配慮するとともに、多くの生徒が公共交通機関を使用している学校においては、時差通学の実施により通学時の感染リスクを避ける。第2週以降においても、混雑状況等の実態を把握し、可能な限り混雑を避ける取組を継続する。
- ・特別支援学校においては、通常の時間帯の授業を基本とするが、スクールバスの増便等を行うとともに、健康面への細やかな配慮が必要な児童生徒の通学に対しては、主治医等の判断を踏まえながら判断する。

4 授業日数の確保

- ・高等学校等においては、7月20日(月)から8月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)及び8月17日(月)から8月31日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)を授業日とする。
- ・特別支援学校においては、7月20日(月)から8月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)及び8月24日(月)から8月31日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)を授業日とする。
- ・土曜日の授業は、学校の判断で通常の授業形態のものも実施可能とする。

5 学校行事

- ・運動会、文化祭等の学校行事は、学習時間の確保や児童生徒の健康・安全の確保等を踏まえ、各校の児童生徒の実態に応じて、延期や中止、規模を縮小しての実施の判断を行う。

6 部活動

- ・換気等、感染症拡大防止対策を講じることができる活動から再開する。
- ・近距離で組み合ったり接触したりする場面を避け、手の届かない距離を取って行うことができる活動に代えるなどの工夫を行った上で実施する。
- ・合宿や対外試合等については、6月21日(日)までの間には行わないこととし、6月22日(月)以降の対応は、感染者数の状況等を踏まえ、事前に県教育委員会において判断する。

7 給食等

- ・食事の前の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの点に留意する。

8 登校に不安のある児童生徒・保護者への対応

- ・新型コロナウイルス感染症に関し、保護者から登校を取りやめたい旨の申し出を受け、校長が認める場合においては、欠席扱いとしないこととする。
- ・登校を取りやめた児童生徒については、学校や児童生徒の状況等を踏まえ、ICTも活用しながら、教職員による学習指導や学習状況の把握など、必要な措置を講じる。

9 生徒指導上配慮が必要な児童生徒の把握と対応

- ・学校再開に向けて、生徒指導上配慮が必要な児童生徒の情報共有と支援体制の確認を組織的に行う。
- ・学校再開後は、不安や悩みを抱えている児童生徒を的確に把握し、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用するなど、心の健康のケアに取り組む。
- ・不安やストレス、新型コロナウイルスへの理解不足等によるいじめが起きないように未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見・早期対応に万全を期す。

10 再度の臨時休業

- ・学校や地域で感染者が発生した場合は、県教育委員会が関係部局と協議の上で再度の臨時休業について判断する。
- ・今後、感染の第2波、第3波の到来による、再度の臨時休業も想定されるため、全ての教職員が、担当する授業等のオンラインによる実施に向けて、準備を行う。

県有施設の利用再開等について（案）

5月5日に開催された岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第17回）において決定された方針等に基づき休止を継続している県有施設等（屋内運動施設及び県外からの多数の来客が見込まれる観光集客施設等）について、適切な感染防止策を講じた上で、次のとおり順次利用を再開する。

記

1 現在、休止を継続中の施設（12施設）

名称等	所在市町村	再開日等	備考
岡山武道館	岡山市	5月26日	
岡山後樂園	岡山市	6月1日	
岡山県津山陸上競技場	津山市	6月2日	・ 県外からの利用者制限について検討中 ・ トレーニングルームは6/2からの再開を検討中
岡山県津山総合体育館	津山市	検討中	6/2からの再開を検討中
岡山県津山東体育館	津山市	検討中	6/2からの再開を検討中
岡山県渋川青年の家	玉野市	6月1日	
岡山県笠岡陸上競技場	笠岡市	5月25日	個人利用に限る
特別史跡旧閑谷学校	備前市	6月1日	
岡山県青少年教育センター閑谷学校	備前市	6月1日	
岡山県備前テニスセンター	備前市	検討中	6/2からの再開を検討中
岡山県牛窓ヨットハーバー	瀬戸内市	6月1日	合宿施設等を除く
岡山県美作ラグビー・サッカー場	美作市	検討中	6/1からの再開を検討中

2 現在、一部休止や利用の制限等を行っている施設（12施設）

名称等	所在市町村	休止部分等	再開日等	備考
岡山空港ターミナルビル	岡山市	展望デッキ	6月1日	
おかやま旧日銀ホール(ルネスホール)	岡山市	・土・日は休館 ・開館時間は原則17時まで	6月1日	・当面、日曜日は休館 ・開館時間は原則17時まで
岡山県立青少年農林文化センター三徳園	岡山市	研修交流館	6月1日	
岡山県総合展示場コンベックス岡山	岡山市	大展示場 等	6月1日	
岡山県総合グラウンド	岡山市	屋内施設	6月1日	大会等は無観客、全国大会等大規模な大会は不可 (屋外施設も同様)
		プール	休止(7/15~8/31)	
岡山県南部健康づくりセンター	岡山市	健康増進施設	6月2日	人との距離のとれない水泳教室は、休止を継続
岡山県立美術館	岡山市	ホール貸出	7月1日	受付は6/2から
岡山県立図書館	岡山市	制限付開館(閲覧席削減等)		当面、制限継続
岡山県生涯学習センター	岡山市	サイピア		当面、休止継続
倉敷スポーツ公園	倉敷市	屋内施設	6月1日	大会等は無観客、全国大会等大規模な大会は不可 (屋外施設も同様)
岡山県自然保護センター	和気町	センター棟	6月1日	
岡山県立森林公園	鏡野町	土日祝は休園	6月1日	

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 これまでの取組

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定(県立学校の休業を決定)
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定、県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」の設置
- 21日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 24日(金) パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い
「一般電話相談窓口」を24時間対応に変更
- 28日(火) 県内の県立学校69校の休業の延長を決定
- 5月1日(金) 屋外検体採取センター(岡山市内)の設置
- 4日(月) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の期間を延長
- 5日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の書面開催(専門家から意見聴取)
岡山県緊急事態措置の変更(期間延長)
- 14日(木) 緊急事態宣言の区域変更(岡山県を含む39県の除外)
- 15日(金) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(倉敷市)
- 19日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)

2 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

一般電話相談件数	37,504件
本庁	16,286件(2月4日～5月19日)
保健所・支所	21,218件(1月6日～5月19日)

(2) 新型コロナウイルス受診相談センターへの相談（「帰国者・接触者相談センター」から改称）

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行っている。

相談件数 6, 008件（2月7日～5月19日）

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、県内3施設に検査業務を委託し、検査体制の強化に努めている。

①PCR検査実施機関 4機関（1日当たり約80件対応可能）

実施人数 1, 607人（2月1日～5月20日、うち他県協力分88人）

※このほか、新型コロナウイルス外来でも医療保険によるPCR検査が可能

②屋外検体採取センター 1か所（岡山市内）

検体採取数 26人（5月1日～5月20日）

(4) 医療体制

①新型コロナウイルス外来（「帰国者・接触者外来」から改称）

新型コロナウイルス受診相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察を行っている。

医療機関数 39機関

受診患者数 1, 446人（2月7日～5月18日）

②入院病床の確保

今後の感染症患者数の増加を見据えて、病床の更なる確保に努めている。

117床（34機関）

うち感染症指定医療機関における入院病床数 26床

③宿泊療養施設 78室

④人工呼吸器 県内保有数 517台

⑤ECMO 県内保有数 28台

⑥アビガン等の使用可能医療機関 17機関

(5) 生活費の支援

①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建に向け、県社会福祉協議会から貸付を行っている。

3, 013件 587, 965千円 (3月25日～5月19日)

②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に、各福祉事務所が家賃の代理納付を行っている。

170件 (4月20日～5月19日)

(6) 医療機関等へのマスクの配布

県が備蓄及び国から提供されたマスクを医療機関、福祉施設等へ配布している。

<医療機関>

サージカルマスク 1, 542, 000枚 (5月20日現在)

N (KN) 95マスク 16, 300枚 (")

<高齢者施設等>

サージカルマスク 239, 000枚 (5月18日現在)

<障害者施設等>

サージカルマスク 166, 000枚 (5月18日現在)

県内で確認された新型コロナウイルス感染者 (5月21日現在)

(単位：人)

合 計	入院中	宿泊療養施設 に入所中		退院・退所
		うち退院検査中		
25	0	0	0	25

(参考) 新型コロナウイルス感染者の退院基準 (厚生労働省通知による)

- 1 患者の症状軽快後、24時間後 (無症状病原体保有者については、陽性の確認から24時間後) にPCR検査を実施。
- 2 1の検査で陰性が確認されたら、1の検体採取後24時間以後に再度採取を行い、2回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

(参考 「PCR検査実施人数」及び「新型コロナウイルス外来受診患者数」の推移)

